経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令

（令第二十六条第二項第四号の内閣府令で定める場合及び期間）

第一条　沖縄振興特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する内閣府令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　法第五十六条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画（沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。以下同じ。）に定められた特定経済金融活性化産業（法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業をいう。以下同じ。）に属する事業を営んでいた場合　当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

二　法第五十六条第一項に規定する法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合　当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間

（令第二十六条第二項第六号の内閣府令で定める要件）

第二条　令第二十六条第二項第六号に規定する内閣府令で定める要件は、当該法人の事業所であって経済金融活性化特別地区の区域内にあるものにおいて常時使用する従業員のうち五人以上の者が、次に掲げる市町村の区域内に住所を有する者であることとする。

一　経済金融活性化特別地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村

二　前号の市町村に隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村

（令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定める事業）

第三条　令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定めるその事業を実施する企業の立地を促進する必要性が乏しい事業は、次に掲げる事業とする。

一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

二　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

（申請書の記載事項）

第四条　令第二十七条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法人の名称、代表者の氏名並びに本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地

二　法人の設立時期、経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業の種類及び事業計画、他に事業を行っているときはその事業の種類その他必要な事項

三　経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容

四　第一条各号に掲げる場合にあっては、それぞれ、その合併を行った法人のうち経済金融活性化特別地区の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該事業の開始日

（申請書の添付書類）

第五条　令第二十七条第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。

一　経済金融活性化特別地区の区域内において設立されたことを明らかにする書類

二　常時五人以上の従業員を使用していることを明らかにする書類

三　令第二十六条第二項第三号及び第五号から第八号までに掲げる要件に該当することを説明した書類

四　当該区域内における認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の床面積を記載した施設の図面

（事業の開始等の届出）

第六条　令第二十七条第二項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

2　前項の事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出）

第七条　令第二十七条第三項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一　当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合　次に掲げる事項

イ　変更前及び変更後の本店又は主たる事務所の所在地

ロ　本店又は主たる事務所の所在地に変更があった年月日及び理由

二　当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合　当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由

三　令第二十六条第二項第三号又は第五号から第八号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合　当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

（法第五十七条の二第一項の指定会社の要件）

第八条　法第五十七条の二第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　法第五十六条第一項の認定を受けた法人であること。

二　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であって、その設立の日以後十年を経過していないこと。

三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

四　次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ　発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

(1)　当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2)　当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3)　当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ　イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社